

いよいよ 10 月 1 日から、適格請求書発行事業者の登録申請受付が開始されました。インボイス制度につきましては第 361 号にてお伝えしたばかりですが、復習を兼ねて改めてお伝えいたします。

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 363 回

令和3年も、もう10月になりました。残すところ3ヶ月しかありません。コロナ感染も少し落ち着いてきているようですが皆様いかがでしょうか。油断大敵ですので十分お気をつけください。

最近よく「コロナ後」の経済・仕事等について話題になっていますが、皆様はどう思われますか。皆様の会社はどんなふうに変化していくのでしょうか。コロナで何が変わり、コロナ後はまた何が変わるのでしょうか。

まずコロナ禍での1番の変化は、在宅勤務と対面の併用によるハイブリッドな働き方。また残業等の縮小、対面活動の縮小、外食の減少等々ですね。そして都心から田舎へと働き場所が変わりました。まさに一種の働き方改革です。その代わり需要は減少し、特に飲食業界・ホテル業界・航空業界は壊滅的な打撃をこうむりました。

ではコロナ後はどうなるのでしょうか？まず1つは、リモートの積極的な運用はたぶん続いていきます。そしてパソコン端末の活用も、もっと積極的になるでしょう。

また最近、MBO (Management Buyout・経営陣が参画する買収) で、合理的な企業経営をねらい株式の非公開化を積極的に行う事が増えています。すなわち、いかに上手に自由に経営をするか、いかに人手不足を解消するか、自由に商品開発を行うか、技術力を増加させるか、このあたりがまさに今後の課題かと思われまます。

皆様の会社はいかがでしょうか。コロナを逆手にとって、働き方改革をうまく行い、技術開発を行い、生産性を上げていくことができるのでしょうか？そしてコロナ後は、よりすばらしい企業に導いていただけたら幸いです。

ただし、コロナ禍で活気があった企業の皆様方は、その流れがなくならないように、一層、経営に力をそそぎ、今まで以上に発展するように努力していただきたいと思います。今から準備をしていきましょう！

前田の《今人生を語る》第 268 回

めざめよ日本人 (190)

「愚民の上に苛き政府あれば、良民の上には良き政府あるの理なり。ゆえに今わが日本国においてもこの人民ありてこの政治あるなり。」(福沢諭吉「学問のすすめ」初編より)

さあ日本の事をよく考えて、日本のためになる政治家を選びたいものですね。そのために我々もしっかり勉強しなければなりませんね。

(1) 令和5年10月1日から導入されるインボイス制度
インボイス制度とは、適格請求書の保存等をしている場合に限り仕入税額控除を認める新しい仕入税額控除の方式です。

適格請求書は、所轄税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書(以下登録申請書)」を提出し、登録を受けた適格請求書発行事業者のみが発行できます。

登録申請書は令和3年10月1日から提出の受付が始まっています。

インボイス制度が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、制度導入の半年前に当たる令和5年3月31日までに提出しなければなりません。

通知される登録番号の構成は、法人番号を有する課税事業者は「T+法人番号」それ以外の課税事業者(個人事業者、人格のない社団等)はT+13桁の数字となります。

適格請求書発行事業者は基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても免税事業者にはならず、消費税及び知用消費税の申告義務が生じますのでご注意ください。

(2) 原則、登録日の翌日に公表サイトに名称等が掲載されます。

登録を受けた事業者の情報は順次、国税庁HPの適格請求書発行事業者登録サイト(公表サイト)に掲載されますが、登録申請受付開始直後となる令和3年10月中に登録された場合は「令和3年11月1日」に一括して公表されることとなっています。

なお、令和5年10月1日より前に登録の通知を受けたとしても、「登録年月日」は令和5年10月1日であり、またその効力が生じるのも令和5年10月1日からです。

(3) 登録サイトに掲載できる屋号は一つのみです。

公表サイトでは、登録を受けた事業者の名称、登録番号、登録年月日等が公表されますが、個人事業者は申し出により「屋号」や「事務所所在地」を追加で公表することができます。申し出により公表できる「屋号」や「事務所所在地」は、一つまたは一か所となります。複数の屋号や所在地を登録できないため注意が必要です。

(4) 登録取り消し後も7年間は掲載されます。

登録の取り消しや失効があった場合でも取引先等が取引時点における登録状況を確認するため、請求書等の保存期間等を踏まえて「適格請求書発行事業者の取消(失効)後7年間」は公表サイトに適格請求書発行事業者情報が掲載されます。

(5) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除を行うことができません。

ただし、区分記載請求書等と同様の事項が請求書等及びこの経過措置の規定の適用を受ける旨を記載した帳簿を保存している場合には、一定の期間は、仕入れ税額相当額の一定割合を仕入れ税額として控除できる経過措置が設けられています。

期 間	割 合
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%